増毛町 議会だより

潮風を感じて……

あなたと議会をむすぶ

発行 / 増毛町議会　編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町３丁目61番地　TEL/53-1311

～「全町書き初め大会」～

第４回定例会

一般議案・条例の改正・補正予算など …… 2～4P

各議員の賛否一覧・町長からの行政報告 …… 5～6P

一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』…… 7～19P

常任委員会行政視察レポート …… 20～22P

第１回臨時会 …… 23P

議会のうごき、編集後記 …… 24P

第172号
令和5年2月6日

令和4年 第4回定例会

12月15日開催

一般会計ほか11会計の補正予算を可決

人権擁護委員の推薦、渋谷正之氏を適任とする

増毛町議会は第４回定例会を１２月１５日から１６日までの２日間の会期としたが、１５日に一般質問を行い６名が質問席に立ち、９問の質問を行ったほか、増毛町墓地設置及び管理条例の全部を改正する条例、一般会計ほか１１会計の補正予算、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることなどの案件について審議し、会期を１日残し閉会しました。

審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

報告事項

令和４年度増毛町定期監査結果について、代表監査委員より報告がありました。

令和４年９月末現在の事務処理、管理執行等について、現地調査も含めて、10月５日から11月１日に実施し、事務処理、施設の管理、事業の執行等について概ね良好であり、軽微な事項については、担当課を通じ指示したことが報告されました。

条例の改正

◆議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◆増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、議会の議員及び特別職の期末手当の額、増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正しました。

◆増毛町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

地方公務員法等の改正により、定年延長制度が令和５年４月１日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正しました。

◆第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に準じて、会計年度任用職員の給料表を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町墓地設置及び管理条例の全部を改正する条例

合同墓の建設に伴い、使用要件や使用料等を定める必要があるため、本条例の全部を改正しました。

◆増毛町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町公共下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町砕石事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

令和５年４月１以後の選挙より、議員定数を11人から10人に改めることに伴い、本条例の一部を改正しました。

人事案件

◆人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和５年３月31日に任期満了

となる豊田順子氏の後任として、渋谷正之氏の推薦に議会の意見を求められ、適任としました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、５８９５万１千円が増額されました。

歳入は、普通交付税、地方創生臨時交付金及び社会福祉協議会地域福祉基金財源交付金返還金の増額と財政調整基金繰入金の減額が主なものです。

歳出は、地域福祉基金積立金、福祉灯油等購入助成事業費、住宅リフォーム補助金及び人事院勧告に伴う人件費の増額と福祉施設整備特別会計繰出金の減額が主なものです。

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出ともに、２７８３万１千円が増額されました。

歳入は、道支出金及び繰入金が増額されました。

歳出は、人事院勧告に伴う人件費及び保険給付費が増額されました。

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに、６７６万６千円が増額されました。

歳入は、一般会計繰入金が増額されました。

歳出は、工事請負費及び報酬の増額と公課費の減額が主なものです。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、８５４万７千円が増額されました。

歳入は、オンライン資格認証システム購入費等交付金及び一般会計繰入金が増額されました。

歳出は、人事院勧告に伴う人件費及びオンライン資格認証システム購入費の増額が主なものです。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに、１８５万６千円が増額されました。

歳入は、一般会計繰入金の増額が主なものです。

歳出は、燃料費及び光熱水費、次期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査費用の増額が主なものです。

◆後期高齢者医療特別会計

歳入歳出ともに、８万７千円が増額されました。

歳入は、一般会計繰入金が増額されました。

歳出は、人事院勧告に伴う人件費が増額されました。

◆港湾整備事業特別会計

歳入歳出ともに、10万１千円が減額されました。

歳入は、一般会計繰入金が減額されました。

歳出は、人事院勧告に伴う人件費及び光熱水費の増額と備品購入費及び公課費が減額されました。

◆福祉施設整備特別会計

歳入歳出ともに、１億２２３６万４千円が減額されました。

歳入は、道補助金及び一般会計繰入金が減額されました。

歳出は、明和園旧施設解体工事費が減額されました。

◆水道事業会計

収益的収支の支出は、人事院勧告に伴う人件費及び総係費委託料の増額と消費税及び予備費が減額されました。

◆簡易水道事業会計

収益的収支の支出は、総係費委託料の増額と予備費が減額されました。

◆公共下水道事業会計

収益的収支の収入は、他会計補助金が増額されました。

支出は、人事院勧告に伴う人件費及び施設管理費が増額されました。

◆砕石事業会計

収益的収支の支出は、燃料費及び人事院勧告に伴う人件費の増額と消費税及び予備費が減額されました。

令和４年度　補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出　**5,895** 万円の増額
総　額　**57** 億 **9,895** 万円に

歳入
普通交付税……7,602 万円増
財政調整基金繰入金……7,458 万円減

歳出
地域福祉基金積立金……2,620 万円増
福祉施設整備特別会計繰出金…7,458 万円減

国民健康保険特別般会計

歳入歳出　**2,783** 万円の増額
総　額　**5** 億 **4,817** 万円に

歳入
道支出金……2,769 万円増
繰入金……14 万円増

歳出
人件費……14 万円増
保険給付費……2,769 万円増

観光施設事業特別会計

歳入歳出　**677** 万円の増額
総　額　**6,391** 万円に

歳入
一般会計繰入金……677 万円増

歳出
工事請負費……250 万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出　**855** 万円の増額
総　額　**2** 億 **8,611** 万円に

歳入
オンライン資格認証システム購入費交付金…82 万円増
一般会計繰入金……773 万円増

歳出
人件費……123 万円増
オンライン資格認証システム購入費…155 万円増

介護保険特別会計

歳入歳出　**186** 万円の増額
総　額　**9** 億 **3,624** 万円に

歳入
一般会計繰入金……177 万円増

歳出
燃料費・光熱水費……161 万円増

後期高齢者医療特別会計

歳入歳出　**8** 万円の増額
総　額　**8,990** 万円に

歳入
一般会計繰入金……8 万円増

歳出
人件費……8 万円増

港湾整備事業特別会計

歳入歳出　**10** 万円の減額
総　額　**2,177** 万円に

歳入
一般会計繰入金……10 万円減

歳出
光熱水費……32 万円増
人件費……3 万円増
施設備品購入費……38 万円減
公課費……7 万円減

福祉施設整備特別会計

歳入歳出　**1** 億 **2,236** 万円の減額
総　額　**17** 億 **3,832** 万円に

歳入
道補助金……4,778 万円減
一般会計繰入金……7,458 万円減

歳出
施設解体工事費……1 億 2,236 万円減

水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更なし
支出総額　**2** 億 **3,376** 万円

収益的支出
人件費……29 万円増
委託料……119 万円増
消費税……11 万円減
予備費……137 万円減

簡易水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更なし
支出総額　**2,499** 万円

収益的支出
委託料……13 万円増
予備費……13 万円減

公共下水道事業会計

収益的収支　**26** 万円の増額
支出総額　**2** 億 **8,612** 万円に

収益的収入
他会計補助金……2 万円増

収益的支出
施設管理費……26 万円増
人件費……2 万円増

砕石事業会計

収益的収入及び支出総額の変更なし
支出総額　**3** 億 **2,313** 万円

収益的支出
燃料費……154 万円増
人件費……34 万円増
消費税……14 万円減
予備費……174 万円減

令和４年第４回定例会　審議した議案と各議員の賛否

番号	事件名 ＼ 議員名（議席順）	合羽井達男	川島　優	酒井　倫明	大井紀美恵	松倉　清道	上野　剛	菅原　幸弘	西山　征二	岩崎　俊一	小田　緑	飛内　眞吾	議決結果
議案第 80 号	増毛町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	原案可決
議案第 81 号	議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 82 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 83 号	増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 84 号	第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 85 号	増毛町墓地設置及び管理条例の全部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 86 号	増毛町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 87 号	増毛町公共下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 88 号	増毛町砕石事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 89 号	令和４年度増毛町一般会計補正予算（第４号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 90 号	令和４年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 91 号	令和４年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 92 号	令和４年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第４号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 93 号	令和４年度増毛町介護保険特別会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 94 号	令和４年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 95 号	令和４年度増毛町港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 96 号	令和４年度増毛町福祉施設整備特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 97 号	令和４年度増毛町水道事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 98 号	令和４年度増毛町簡易水道事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 99 号	令和４年度増毛町公共下水道事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 100 号	令和４年度増毛町砕石事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		適　任
議案第 101 号	増毛町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決

※○は賛成、× は反対、欠は欠席、除は地方自治法第 117 条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

行政報告

令和４年第４回定例会では、町長から３点について報告がありました。

堀町長

要約して町民の皆様にお知らせします。

①新型コロナウイルスの状況について

11月に私自身が新型コロナウイルスに感染したことにより、町民の皆様に心配をお掛けし、深くお詫び申し上げます。幸い、後遺症などもなく軽症で済み、その後の公務への影響もないことを報告します。

町内のワクチンの接種状況については、11月から12月９日まで実施したワクチンの接種は、12歳以上では２１５２人が接種し、接種率は57・８％、５歳から11歳までの小児用ワクチンは63人が接種を終え、接種率は38・４％となっています。このほか、生後６か月から４歳までの乳幼児のワクチン接種は、留萌市立病院に４人の接種をお願いしています。今後の集団接種については、現在のところ予定はありませんが、体調不良などで接種できなかった方もいるため、接種の実施について、関係部署と協議・検討していきたいと考えています。感染、または濃厚接触となりました方の療養、待機期間についても、症状の有無なども考慮され、期間短縮が図られています。また、マスクの着用については、他の人との距離が確保できる場合や、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用を一律には求めないこととされています。当町でも国や道の方針に基づき、基本的な感染拡大を防ぐための行動を徹底しつつ、経済活動との調和を図っていきます。

②農業・漁業の状況について

果樹については、基幹品目のさくらんぼは６月の低温により

玉伸びが心配されましたが、7月以降は天候にも恵まれ、豊作となり、8月上旬まで収穫が続きました。また、秋の果物のリンゴ、ナシは9月上旬の台風により、一部落下の被害を受けましたが、収量は平年並みの結果となりました。「フルーツの里ましけ活性化プロジェクト事業」については、コロナ禍により2年間実施できませんでしたが、行動制限も解除されたことから、3年振りに道内外で夏のさくらんぼ、秋の果物の販売PR事業を実施し、多くの来場者がありました。水稲ついては、6月の低温により一部で初期生育の低下がみられましたが、7月以降は好天に恵まれ、留萌管内の作況指数は「108」と4年連続の豊作になり、るもい農協増毛支所の取扱い総集荷量も約1万9千俵で、豊穣の秋を迎えることができました。また、地元酒蔵へ出荷している酒造好適米は、作付面積の増加もあって約1千9百俵となり、昨年を上回る収穫となりました。

さらに、現在進められている農業基盤整備事業の進捗率は、事業費ベースで今年度末に83％となり、来年度末には96％に達する見込みで、信砂地区が工事終了の予定です。町内の農村地区の風景は、ここ数年で大きく変貌を遂げ、それに伴い農作業効率も大幅に向上し、収量の増加につながってきています。来年も天候に恵まれ自然災害もなく、豊穣豊作の年となることを願っています。

漁業の状況については、11月末までの水揚げの状況は昨年同期と比べ、ホタテ漁や秋鮭漁の増加と市場の浜値が高く推移したことなどにより、漁獲量で417トン、金額では5億661万円の増加となり、ここ数年の水揚げ量を大きく上回っています。しかし、今年も多くの魚種において、漁獲量が前年に比べて減少している状況なため、慎重に推移を見守る必要があります。主要魚種では、近年不漁が続いていました秋鮭漁が、数年ぶりに豊漁となり、漁獲量で359トン、金額で2億6031万円の増となりました。今年の操業も残りわずかとなり、冬場で時化の日が多くなりますが、安全操業と明年が豊漁で、浜が活気に溢れることを念願しています。

③マイナンバーカードの普及状況と利活用の促進について

町内の普及状況については、国がマイナポイント事業やQRコード付き交付申請書の送付等を実施したこともあり、令和4年11月30日現在の申請件数は2359件で59・5％、交付件数は2206件で、55・7％となっています。取組としては本年7月から毎月2回、平日の日中、窓口に来られない方が申請しやすいよう、夜間窓口の開設や出張申請を実施しており、戸別訪問や事業所への訪問、マイナポイント事業の申請支援も随時、受付しています。マイナンバーカードを取得すると、国によるマイナポイント事業に申込むことで、最大2万円分のポイントが受け取れるほか、本人確認のための身分証明書として利用ができ、確定申告をはじめ、行政手続きもオンラインで申請が可能となります。さらに、健康保険証として利用登録することで、マイナポータルにて診療・薬剤・医療費・特定健診情報の閲覧が可能になるなど、今後も利便性が向上すると見込まれます。当町においても、今後の行政手続きのオンライン化も見据え、カードの利点とともに税や年金などの個人情報はカードには記録されていないことなど、安全性についても、正確な情報を周知することで、普及促進につなげていきますので、町民の皆様もご協力の程よろしくお願いします。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい！！

今回の第４回定例会の一般質問は、本会議１日目の１５日に行われ、６名の議員が９項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年４回の定例会で一般質問をすることができます。

（参考：全国町村議会議長会議員必携より）

岩崎　俊一 議員

(1)ごみの分別種類の軽減について

酒井　倫明 議員

(6)マイナンバーカードの申請状況について

小田　　緑 議員

(2)新型コロナ対策について
(3)虐待の防止策について
(4)多様な家族のあり方に配慮した町の施策について

上野　　剛 議員

(7)中学校の部活動について

合羽井 達男 議員

(5)除排雪体制の現状と将来への課題について

大井 紀美恵 議員

(8)今後の敬老会等について
(9)将来に向けた労働力の確保等について

ごみの分別種類の軽減について

岩崎議員

Q 焼却施設供用開始前に分別する種類を減らすことはできないか

A 埋立ごみの減少により1年位前に要望したい

○岩崎議員

7月25日に開催された全員協議会において、留萌南部衛生組合職員より「今後のごみ処理に関する検討課題」として、信砂地区にある最終処分施設の使用見込みについて、人口減少などの理由により排出されるごみの量が減ったことから、令和12年度まで使用可能と見込んでいるようだ。ごみ処理方法として分別種類を減らし、埋め立てするごみの量を減少させることなどの課題を解消するため可燃ごみ中間処理施設である「焼却施設」の整備を検討しており、11年度からの稼働を検討しているとのことで、先般、整備対象地区である信砂地区での住民説明会も開催されたと聞いている。

全員協議会の説明では、現在の23種類より減るとのことで、資源系のごみは変わらないようだが、生ごみは可燃系ごみに、不燃系ごみも現在、瀬戸物、金属から衣服まで全て不燃系ごみだが、整備後は割れたガラスや瀬戸物などで、衣服やプラスチック製品、紙おむつなどは可燃系ごみに変わると考えているようだ。町民の負担軽減の観点からも、すぐにでも、現在の分別種類を見直し、分別する種類を減らすことはできないか、留萌南部衛生組合に要望などを行い町民負担の軽減を図る考えはあるか。

○町長

分別種類見直しの早期実現について、当町では平成25年度より「留萌南部衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、区域内における一般廃棄物の収集及び処理に関して適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、留萌市、小平町の1市2町で廃棄物処理施設の運用を行っている。運用当初と比較すると、人口もここ数年で大きく減少し、現在の分別の種類は各家庭での負担が大きくなっている状況で、特に高齢者の家庭には、より負担感が増大している状況だと認識している。このような状況や今後の施設の在り方も含め、留萌南部衛生組合では、現在、焼却施設の建設を計画しており、候補地の信砂地区において、焼却施設建設に向けた調査を行うための住民説明会を行った。分別種類の見直しは、当町としても切望するところではあるが、留萌南部衛生組合策定の「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの共同処理を行っていることや、構成団体の留萌市、小平町との協議も必要となることから、早期実現は難しいが、今後、留萌南部衛生組合に対し、分別種類見直しの早期実現を要望していきたい。今後とも、ごみの減量化や資源化のため、現在の分別方法に対し、地域住民の理解、協力をいただきたいと考えている。

○岩崎議員

11年度の焼却施設稼働前から、不燃系埋立ごみから可燃系埋立ごみへ変更可能な衣服・靴類・硬質プラスチックなどの分別を変更することにより、町民の負担軽減と大幅な埋立ごみの量を減少させることができるのでは。

○町長

焼却施設供用開始前から不燃系の衣服などを分別すると、埋立ごみの減少に繋がるとは思う。時期としては1年前や半年前といった状況になると思うが、この点も要望したい。

新型コロナ対策について

小田議員①

Q 大規模イベントの展望は

A 感染状況を見ながら開催を前提として進めたい

○小田議員

新型コロナウイルスの第8波が猛威を振い、留萌管内においても、過去最多の感染者数を更新する状況となっており、留萌市立病院では12月5日から一部外来を受け入れているが、新規外来受付停止など医療への負担がかなり大きくなっている。

(1)11月中旬頃からの第8波における当町の感染者数・死亡者数などの概況は。

(2)診療所において発熱外来が設置され、町内の薬局では医療用の抗体検査キットが販売されており、発熱外来の受診状況、抗原検査キットの販売状況などは。

(3)町内の介護施設や学校、こども園などで感染が広がっていたと聞いている。感染状況や対応、終息に向けた目処は。

(4)医療崩壊、介護崩壊を防ぐことが重要だと思う。診療所は現在医師が1名体制であり、明和園は新施設への引っ越しを控えている。部署・部門を超えた危機感の共有と協力体制が必要だと思うが、民間介護施設支援も含めて、どのように考え対応するのか。

(5)オミクロン株対応のワクチン接種が第8波終息に向け、一つのカギとなるが進捗状況は。

(6)感染対策をとりながら、社会活動を制限しない舵取りが迫られており、町の観光政策もその一つだと思う。最近の取組とその成果や展望は。

○町長

(1)感染情報の集約は国や道が行い、道のホームページにて1週間ごと、3週間分の発生届出対象者数を公表している。公表人数は全数届出の見直しに伴い、65歳以上や入院を必要とされる方などに限定され全数ではないが、12月6日から12日までの患者数は6人、前週は18人、その前週は13人となっている。患者数以外の死亡者数などは把握することができず、道からも情報が提供されない。

(2)令和2年12月から開始し、実施検査件数は延べ211件で、今年11月からこれまでの第8波の延べ実施件数は34件となっている。町内薬局での抗原検査キットの販売数量は、今年1年間で1000キットである。

(3)介護施設で町立明和園を含む6事業所で11月上旬から中旬にかけて入所者や職員に感染者が出始め、6事業所合わせて入所者60名、職員34名が感染している。保健所からクラスター認定を受けた事業所もあり、5つの事業所では、すでに終息しており、残り1つの事業所でも近日中に終息する予定となっている。次に、学校及びこども園の感染状況は、11月に入り児童、生徒、園児に感染が増え、11月に小学校では学校閉鎖、こども園ではクラス閉鎖、12月は中学校で学校閉鎖の措置としたが、現在は閉鎖措置も解除され感染は収まっている。

(4)明和園で感染防護資材に不足が生じ、業者に発注したが、特にN95マスクが底をついたため、福祉厚生課、市街診療所、留萌保健所に依頼し、提供を受けている。人的援助は介護員の感染増加により厳しい状況ではあったが、要請をしなくても、なんとか乗り切ることができた。明和園の引っ越しは、コロナ感染終息後に対策を徹底し、各課から応援を受けて実施する予定である。民間施設から感染検査キットの提供について相談があったが、支援することができなかったので、今後はできる範囲で支援を検討していきたい。

(5)オミクロン株対応のワクチンが10月中旬に各市町村に配分され、接種の準備が整い次第接種するよう要請があり、10月末から対象者に接種を行い、11月、

12月のオミクロン株対応のワクチン以外の接種も含め、今回2215名に接種し、接種率は56・9％となっている。

(6)今年度も春の味まつり、秋の味まつりは新型コロナ感染拡大により、3年連続で中止の判断をして、観光港まつりは、納涼花火大会として開催した。春から夏の期間、春の味まつりの代替として町内事業者が自ら企画した各種イベントが開催され、キッチンカーや出店などが並び、ふるさと歴史通りが活気にあふれ、コロナ禍前の人通りが戻ってきたと感じている。7月からは旧増毛駅の有効活用を進めるため、敷地を販売活動等に1日単位で貸し付ける制度を設け、販売機会の拡充・観光誘客の成果をあげることができた。SNSでは観光協会のインスタグラムを活用し、町のPR活動として、札幌駅前地下歩行空間で増毛町直売会in大通りビッセを開催し、10月の毎週末、5週にわたり特産品の販売を行い、多くのお客様にお立ち寄りいただいた。

今後の展望としては、イベント開催の最終判断時点での感染状況を見ながらになるが、全国的にイベントが開催されてきているので、ウィズコロナの観点から開催を前提として準備を進めたい。また、民間主催の各種イベントも引き続き意欲的に開催し、盛り上げていただきたいと思っている。

～ 3年連続で中止となった大型観光イベントは開催を前提として準備を進める ～

○小田議員

明和園で防護マスク等の消耗品が不足したので、今後、慌てないような体制作りをして数の見直しを行うべきではないか。

○町長

感染状況を確認しながら見直しをしていかなければならない。PCR検査よりも、抗原検査キットを使い自分で検査をして、陽性か陰性の判断をすることが、これから主になると思うので、そういったことも含めて準備していきたい。

虐待の防止について

小田議員②

Q 虐待の通報や苦情等にどのように対応しているのか

A 道と対応の協議や関係部署と情報共有・連携を図ることにしている

○小田議員

オホーツク管内の障害者支援施設、胆振管内の介護老人保健施設、静岡県の保育園での虐待に関する報道が、最近立て続けにあった。

(1)近年、町内の施設（高齢者、こども園）において、虐待の通報や不適切な対応の苦情などの相談はあったか。通報や苦情等の相談窓口はどこで、どのように対応しているのか。

(2)明和園、こども園において、虐待防止の研修や苦情に対する対応は、どのようにしているのか。町内の民間施設における虐待防止の取組を町は把握しているのか。

(3)外部から目が届きにくい閉鎖的な施設では、虐待が起こりやすいと言われている。コロナ禍で施設の立ち入りに制限がある中、虐待防止の取組に困難はあると思うが、今後、どのように取り組むのか。

○町長

(1)高齢者施設については、虐待ではないかとの通報が今年の7月に1施設からあった。高齢者施設における虐待の通報、相談の窓口は福祉厚生課で受け付け、

道と対応を協議しながら進めている。

こども園の虐待に関する通報はない。保護者等からの通報は、こども園、教育委員会を問わず受け付け、ケースによっては関係部署と情報共有や対応の連携を図るとともに、速やかに児童相談所に通告することとしている。

(2)明和園については、虐待防止の職員研修会を年1回開催し、身体拘束廃止委員会を3か月に1度開催してきたが、今年度から厚生労働大臣が定める基準に基づき、高齢者虐待防止に関する指針を制定し、虐待防止委員会を毎月開催、また職員研修会を年2回開催することとし、虐待は絶対にしてはならない行為であることを意識付け、虐待に繋がる行為、日常の言葉遣いなど、日頃から注意を促している。近年、苦情等の相談はないが、苦情に対する対応として、高齢者虐待防止に関する指針に基づき、苦情の受付担当者を配置し、虐待が確認された場合は町に報告すること、また第三者委員の助言を求めながら解決に向け対応することとしている。

こども園については、職員研修では子どもの人権について、虐待の内容も含まれている。町内の民間施設における虐待防止の取組は、調査したところ、各施設で虐待防止委員会の設置や、年2回程度の定期的な研修に取組んでいることを確認している。

(3)虐待防止委員会の設置、研修の実施や苦情処理、また、事故の対応などはすべて運営基準に定められており、順守した適正な介護サービスを提供してもらうことが虐待防止策となるので、コロナ禍で各施設の立ち入りが制限されているが、今までと同様に適切な権限を行使するとともに、道と連携を図り、虐待防止に取り組んでいきたい。

○小田議員

明和園では介護職員の他に管理職や事務職も研修を受けているのか。

○明和園長

介護員、管理職、看護師、直接入所者に関わる職員が主に研修を受けている。

○小田議員

事務職も含めて研修を受けることは、介護員がどういう対応をしているか、人権を大切にする意識を持つ上で、大事なのではないか。

○明和園長

できるだけ機会を設けて、対応していきたい。

多様な家族のあり方に配慮した町の施策について

小田議員③

Q 医療同意や病状説明で多様な家族等を排除していないか

A 現在まで診療所ではそのような事案はない

○小田議員

日常生活にかかる事柄について、「同姓パートナーや事実婚のパートナー、親子同様の関係にある縁故者など（以下、多様な家族という）」、多様な家族のあり方に配慮する必要があると思う。

(1)各種申請書類について、申請の性別欄は性的マイノリティ（少数者）に配慮して、また続柄欄については、多様な家族などに配慮し、法的に義務付けられたものや事務手続き上、どうしても必要なものを除いて削除するなどの見直しが必要ではないか。

(2)公営住宅の入居について、多様な家族などの入居はどのように定められているのか。

(3)施設入所について、身元引受人がいないことで、入所を拒否することはできないことになっているが、同姓や事実婚のパートナーであることや、実の親子でないことをもって、身元引受人たる資格の制限などをしていないか。

(4)医療同意や病状説明について、法的には家族だから資格があるということではないが、多様な家族等を排除していないか。

(5)墓地の購入・使用・焼骨の埋蔵等について、多様な家族等に

対する取扱いは、どのようになっているのか。

○町長

(1)現在、当町の申請書等における性別欄は、法令等に基づいたもの以外にも性別欄がある申請書等が多数存在している。しかしながら、指摘のとおり、近年、性の多様性について理解や配慮を求める動きが広がっており、各種申請書等における性別欄の必要性や記載方法についても見直しが行われている。今後、性別欄、続柄欄の記載方法については、国・道など町以外の機関が法令等で定めているもの、業務上、性別情報が必要な場合を除き、削除可能なものは性別欄の必要性や記載方法など、削除を含めた見直しを行っていきたい。また、見直すことができない法令等で定められているものについても、窓口の対応等において、十分な配慮で努めたい。

(2)増毛町営住宅条例第6条で入居基準は、住宅に困窮していること・同居する親族等があること・収入基準の金額を超えないこと・暴力団員ではないこととと記載されている。

(3)明和園では身元引受人たる資格の制限はしていない。

(4)現在まで、診療所では多様な家族等から同意を得るような事案はない。そのような事案が出た場合、他の医療機関では、患者本人の求めがあれば多様な家族から同意を得ているとのことであり、診療所としても、個別の判断になるかと思うが、排除することにはならないと考えている。

(5)一般墓地については、申請者の責任のもと、墓地敷地の貸付申請から墓石の建立、焼骨の埋蔵、将来的な墓石の解体まで適正に管理していただければ、どなたでも使用することができる。令和5年度より供用開始予定の合同墓も申請者、埋葬される方、どちらも当町にゆかりのある方であれば使用でき、多様な家族等であるかどうかで墓地の使用を拒むことはない。

○小田議員

申請書類は削除を含めた見直しをするということだったが、どの程度の書類が見直される予定なのか。

○町民課長

12月9日現在で、性別欄見直し可能な申請書類の数は、調査したところ58枚となっている。

○小田議員

公営住宅の入居については、増毛町営住宅条例6条1項の1号に、現に同居し、また同居しようとする親族、婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係にあると同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む、以下第13条でも同じく定められており、入居できると書いてあるが、規定の親族には親子同様の関係にある縁故者を含むと理解してよいのか。また、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものという文言は、男女はもとより、同性パートナーについても事実上婚姻関係と同様の事情にあるものとして理解してよいのか。

○建設課長

縁故関係、これは過去に叔父、叔母という関係で入居されている方もいる。未届の方については、過去には異性関係のみで受け付けしていたが、同性も申請があればその都度、検討したい。

除排雪体制の現状と将来への課題について

合羽井議員

Q 高齢化で不足が予想される運転手の確保対策は

A 産業振興協同組合が行っている

○合羽井議員

急速な人口減少により高齢化が進み、地域に与える影響は大きく、有償による除雪代行など個々の負担が増加する傾向にある。住民として考えなければならない問題ではあるが、公助による支援にも限界があり、除排雪問題が大きな課題として捉え、現状と将来の課題について。

(1)町内における除雪機械・ダンプの保有台数は。
(2)把握できている除雪機械オペレーターは何人いるのか。
(3)不足が予想されるダンプ運転手及びオペレーターなどの確保対策は行っているのか。
(4)他関係機関の連携と情報共有は。

○町長
(1)産業振興協同組合では18台の登録で、うち7台が町有機械となっている。ダンプは町内で14台となっている。
(2)組合の常駐オペレーターが20名、バックアップ要員は3名となっている。
(3)町内の除雪業務は、組合へ委託しており、現在は組合が人員の確保を行い、今シーズンから新たに2名が交替になったと報告があった。除雪業務の人員確保対策は組合が行っており、町では対応していない。
(4)国道の開発建設部、道道の留萌建設管理部と連携を図っており、排雪も重複しないよう情報共有を行っている。

○合羽井議員
除雪機械オペレーター、ダンプ運転手の年齢層はどのようになっているのか。

○建設課長
組合員オペレーターの年齢は常駐20名のうち、20代が1名、30代が1名、40代が7名、50代が4名、60代が4名、70代が3名となっている。バックアップの3名は、40代が1名、60代が1名、70代が1名となっている。ダンプ運転手の年齢は登録台数14台の内訳として、40代が3名、50代が5名、60代が2名、70代が4名となっている。

○合羽井議員
60～70代の運転手もある程度いて、4～5年後にその人たちが働けない場合、今から体制を整えなければいけない。バックアップ要員として3名いるが、その人たちは除雪機械を運転した経験があるのか。

○建設課長
バックアップ要員は、ほとんどが経験のある方である。

○合羽井議員
運転手の技術を継承するために2人乗りの機械もあると思うが、2人乗りできる台数は何台あるのか。

○建設課長
全ての機械が2人乗りだが1人で運転している。特殊技能がいる大型トラック、大型ロータリーは2人で乗務している。

○合羽井議員
除雪業務委託料では、機械1台に対して1人分の委託料だと思う。運転技術を継承するために普段から助手席に乗ると経費がかかるので、その経費をみることはできないか。

○建設課長
委託設計書にはオペレーター数の指定もあり、全てワンオペレーターで設計している。新しいオペレーターが経験を積むということでは、組合で確保したオペレーターは、民間住宅前の除雪で経験を積んでいると聞いている。

○合羽井議員
除雪を行うのは、ほとんど建設業者だと思うが、公共事業の縮小で体力的にかなり落ち込んでいる。普段から継承していく体制で、町の補助も必要だと思う。また免許を取らせるために助成ができないか。

○町長
組合で鋭意、後継者を見つけて動いていただいている。自分の免許になるので、どのような形で補助するのが良いのか、補助した運転手が、すぐに辞めた場合の対応など確認が必要なこともあるが、組合から要望、検討事項があれば、町で運転免許の取得の補助も含めて進めたいと思っている。農業者、漁業者が除雪に関われるようなことも進めて、年間を通じて働けるように考えなければならない。

○合羽井議員
機械や運転手に補助している市町村はあるのか。

○建設課長
道内で補助しているのは6～7市町村で、人員が少ない札幌市、旭川市などで先に始まり、名寄市、月形町、遠軽町、黒松

内町などが補助金を出している。

○合羽井議員
　各地区除雪ボランティアも少なくなり、町外から取り込める方法はあるか。

○町長
　新聞を見ても、札幌市などで除雪ボランティアを集めるのは非常に苦労している状況なので、除雪ボランティアを町外から集めるのは難しい。

○合羽井議員
　ダンプは排雪時にどのくらい台数があれば間に合うのか。

～ 他機関と情報共有しながら排雪が行われている ～

○建設課長
　排雪時のダンプの必要台数は7台で発注をしている。

○合羽井議員
　全体的にダンプが足りなくなる可能性もあり、場所によってはある程度、雪が積もってから排雪しているようだが、台数が確保できるときに、排雪できないのか。

○建設課長
　排雪も全て歩道まで行う全排雪と道幅を確保する為の拡幅排雪を行っており、溜まりすぎるということはほとんどないと思っている。

○合羽井議員
　コロナ感染者が増えているので、体調不良時のバックアップ体制はできているのか。

○建設課長
　風邪やコロナ感染のためのバックアップ要員なので、人員の確保はできている。

マイナンバーカードの申請状況について

酒井議員

Q マイナンバーカードの取得者増に向けた対応は

A 登録受付の支援と利点及び安全性について周知徹底を行う

○酒井議員

　当町では、以前から町広報や防災行政無線などを通じて、マイナポイントの取得や夜間窓口の開設のほか、個別訪問や事業所に出向いての出張申請受付を知らせてマイナンバーカードの普及促進を図っている。
(1)現在、どれほどの方が交付を受けているのか、また申請しているのか、各年度の人数は。
(2)多くの方が心配されているセキュリティ対策について、運用が開始になる前から年金機構の情報流出によって、年金番号との連携時期を延期する法改正が行われたことなどがあり、安全対策への懸念が強い方もいるようだ。国は全国の医療機関や薬局に運用に必要なシステムの導入を義務付け、当町市街診療所でも既にそのシステムを導入しているが、高齢化率の高い当町ではなかなか増えないのではないかと思われる。新聞報道などでは、情報流出の恐れや手続きの煩雑さなどから、マイナ保険証への一本化には多くの人々が疑問を持っていることが報じられており、今後当町ではマイナ保険証への切替えは、どのように対応していく考えなのか。

○町長
(1)交付状況は11月30日現在、件数は２２０６件、交付率55・７％、申請件数は２３５９件で申請率59・５％となっている。また、年度別の交付件数は平成28年度が３５７件、29年度が１０４件、30年度が39件、令和元年度が76件、２年度が２９１件、３年度が４２２件、４年度が９１７件

となっている。

(2)保険証として利用するためにマイナンバーカード取得後、マイナポータルのホームページから、登録者がパソコン若しくはスマートフォンで利用登録をする必要がある。なお、登録希望者で、ご自身で手続きをすることが難しい方は、役場町民課の職員が登録受付の支援をすることも可能なので、お問い合わせいただきたい。役場の窓口対応のほか、夜間窓口や出張申請、戸別訪問を通じて、マイナンバーカードの利点とともに、税や年金などの個人情報は記録されていないなどの安全性についても、正確な情報を周知することで、普及促進につなげたいと考えている。

○酒井議員

国が想定するマイナンバーカードの普及の流れでは、来年3月までに全国民への交付を目指すということであったが、当町も昨年あたりから数が増えてきている。いろいろな方法で広報した結果、増加につながっていると思う。相当数カードを取得して貰うために、おおよそいつ頃を目途に考えているのか。

○町民課長

年度内に80％を目標にしている。

○酒井議員

町民の理解を深めるために、今までやっていること、去年あたりから広報、その他通じてやっているわけだが、今までやっていること以外で、新たなことは考えているのか。

○町長

一番は高齢者に、どのようにしてマイナンバーカードを持ってもらうかということではないか。暗証番号が問題だと思っていて、高齢者には厳しいのではないかと思っている。保険証が切り替えになるとやらなければならないのだが、施設に入所している方に、このアプローチを年度内にできるか、これも大きな課題であると思っている。今回、補正予算で提案する「マイナンバーカード普及促進事業」についても、ポイントよりも町の商品券で支給するということなので、このようなことも含めた中で鋭意努力していきたい。

○酒井議員

高齢の方、特に施設に入ったりしている方は必要性を感じていない部分もあるのではないか。ただ将来的に保険証が一本化されると作らない訳にはいかなくなるが、窓口その他で行っているほかに、さらに町民の手助けになるような方策など、考えていることはあるか。

～ 役場保険年金係でもマイナ保険証の利用登録が可能 ～

○町長

施設関係者をどうするかという部分、それから町内にいる高齢者、独り暮らしの方にどのように支援ができるか、取得状況を確認したい。自治会にも要請ができれば良いが、暗証番号がネックになっているということもあるので、その辺は十分配慮しながら、協力をお願いしていかなければならないと思っている。

○酒井議員

マイナンバーカードの取得に関して困っていることや、こういうのはどうしたら良いのかという相談は窓口にきているのか。

○町民課長

直接、窓口に困っているというのはないが、電話等で照会があった際には、その都度、説明するようにしている。

中学校の部活動について

上野議員

Q 地域移行に関する議論は進めているのか

A 来年度に具体的な実施検討を予定している

○上野議員

6月6日にスポーツ庁から運動部活動の地域移行に関する提言が出された。8月9日には文化庁からも文化部活動の地域移行に関する提言が出された。令和5年度から3年間かけて、中学校の部活動をまず休日の部分について地域移行してほしいという内容で、いずれは平日の部活動も移行していくというプランのようだ。当町教育委員会では、どのように議論を進めているのか。議論を終え実施に向けた動きが固まったのであれば、差し支えない範囲で説明いただきたいが。

○教育長

2年度に文部科学省が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針が、6月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議」からスポーツ庁へ提言があった。その後、スポーツ庁と道教委の説明会が3回開催されているが、参加者から多くの疑問点が上げられている。人口減少地域では受入団体や指導者が不在であることの根本的な課題について触れられていない。都市部と過疎地域でのスポーツ格差が益々広がることへの懸念。ケガ、遠征、トラブル等の責任の所在。子どもたちの成長にとって、学校での部活動が果たしてきた重要な役割を教育課程の中で、どのように担っていくのかが不明など、多くの疑問や意見が上がっている。国、道の担当者は「多くの同じような声をいただいているので、これから細やかに検討していきたい」と回答している。多くの疑問の声を反映し、改善された内容での方針が示されるのを待っている状況である。当町では、方針の改善策を確認した上で、来年度に具体的な実施検討に入る予定としている。町内の関係スポーツ団体とは、口頭で情報交換を図っており、文化系の部活動は説明会が開催されていないが、運動部活動の地域移行の検討と同時に進めたいと考えている。

○上野議員

文化系の部活動については、今後どのようなスケジュールで考えているのか。

○教育長

文化系の部活動も今後、道教委から説明があると思うが、同じような疑問点が多く出されるかと思う。地域では都市部と違い、不可能な部分もあるので、その点を確認した上でなければ、我々が関係者にも説明できないため、運動部活動と同じような流れで検討を進めたい。

○上野議員

この発想の発端は、やはり教職員の勤務時間の問題というのが大きいと思う。教職員の勤務時間は4時35分までと認識しているが、中学校の部活動の終了時間は何時に設定しているのか。

○総務学校課長

中体連前までは6時と設定し、平日の活動は放課後2時間と設定している。

～ 大会のあり方も今後の課題として取り上げられている ～

○上野議員
町のホームページに4年7～9月までの町立学校教職員の超過在校等時間が掲載されており、7月が56時間を超えているのは、ほとんどが部活動に関する時間なのか。

○総務学校課長
部活動もあるが、学校行事や校務の部分も含まれているので、全てが部活動ではない。

○上野議員
スポーツ団体には口頭で説明したということだが、今後、文書にて説明してはどうか。

○教育長
国・道から内容が示された後に説明会を行い、同時に調査も来年度から進めていきたい。

今後の敬老会等について

大井議員①

Q 市街地区は開催が難しいので商品券に変えたいとのことだがそれ以外の地区は

A 今までの流れのままで検討したいと思っているが今後検討したい

○大井議員

今年も市街地区敬老会は、中止になった。3年続けて中止となり、コロナウイルス感染症の猛威が、私たちの生活をこれほどまでに脅かしていることを身をもって感じた。このような生活を強いられている高齢者は、特に引きこもりによる認知症などといった症状が起こりやすいと聞いた。今後、敬老会をどのように進めていくか検討しなければならないと思う。

(1)70歳以上の高齢者を地区別に見ると令和2年度～4年現在の人数は、横ばいでほとんど増減がない。亡くなられた方、又は70歳に達した方の人数に大きな差がないと思うが、そのほかに何か要因等があるか。

(2)市街地区の敬老会が中止となったこの3年間、記念品を配付しているが、この記念品の選定は、どのように決定されたのか。

(3)市街地区以外は、各自治会の70歳以上の方一人につき3千円を支給しており、敬老会の開催は自治会に一任しているようだが、開催の有無を後に確認しているのか。

○町長

(1)亡くなられた方、70歳に達した方のほかに、転出及び転入された方も増減の要因となるが、増減人数に大きな差がないため、ほぼ横ばいで推移している。

(2)長年、社会の発展に貢献された高齢者の方々に対する長寿を祝福するお祝い品として、町内の小売店や事業所より購入可能な日用品や食料品などの中から、対象者に喜んでいただけそうな品物を予算の範囲内で選定し決定している。

(3)市街地区以外は、事前に開催の有無を報告して貰い、確認をしている。市街地区敬老会は、今後、新型コロナウイルス感染症が終息したとしても、今までどおり多くの方々が集まって開催することは困難と思われ、町商工会商品券等を配付するなどの対応に切り替えたいと考えているが、金額等を含め敬老会の在り方については、市街地区以外の地区も併せた上で、来年度の実施時期までに検討したい。

○大井議員
記念品は、町内の業者を対象に使っているのは良いことだと思うが、この3年間は何を贈ったのか。

○福祉厚生課長
2年度はバスタオル、3年度は羊かん及びマスク、4年度は国稀酒造の清酒等の詰め合わせを配付している。

○大井議員
今後、市街地区はコロナ禍に

よって敬老会の開催が難しいので、商品券等に変えていくということだが、地産地消で品物を使うという可能性もあるのか。

○町長

商品券等という答弁をしているので、どのような形になるのか来年までに検討したい。

○大井議員

市街地区以外の敬老会は、市街地区同様に一緒の方向に考えていかなければならないと答弁があったと思うが。

～ 敬老会のあり方については、来年度の実施時期までに検討される ～

○町長

市街地区以外は、敬老会をできるところは開催して、開催できないところは自治会に任せるという、今までの流れでやって貰いたいと思っている。

○大井議員

今までどおり市街地区以外の自治会に対しては、一人3千円を支給するのか。

○町長

市街地区以外は、一人当たり3千円で委託しているので、そのままで考えている。市街地区は金額を含めて検討したい。

将来に向けた労働力の確保等について

大井議員②

Q 難しいことだが考えていることはあるか

A 確保できなければ施設の運営の見直しも必要

○大井議員

現在、当町の労働者確保状況が深刻になっていると聞いた。「増毛町まちづくりプラン」の基本計画には、雇用について現状と課題が記載されている。近年は働き方改革制度により、労働者の雇い入れに関していろいろな決まりごとがある。それに反すると雇い主は厳しいペナルティを受ける。当町の施設等については委託されている所もあり季節ごとに担当課が直接募集をして採用している施設もある。コロナウイルス感染症の終息が見えない今般だが、営業を継続していくためにも、そして施設の新しい試みを活かしていくためにも、労働者の確保が絶対的に必要になってくるのではないか。難しいこととは思うが、働き手・労働者の確保に向けて考えていることはあるか。

○町長

労働者の確保は全国的な問題であり、当町のような過疎化が進んでいる自治体では喫緊の課題だと認識している。令和4年10月に開催した「増毛町地域活性化懇話会」でも、各産業団体

議会に請願、陳情される方へ

1．請願書、陳情書は右記の様式に準じ作成してください。
2．請願書には、町議会議員の紹介、議員1名以上の署名または記名捺印が必要です。
3．陳情書には紹介議員の必要はありません。
4．請願・陳情はいつでも受付けておりますが事務処理の都合がありますので、なるべく定例会開会の10日前までに提出ください。
5．その他不明の点について、議会事務局にお問合わせください。
　電話53－1311（議会事務局 直通）

請願書

……について
（請願の内容）
請願者　（代表）○○○○㊞
紹介議員　○○○○○
（署名または記名捺印）
　令和　　年　　月　　日
増毛町議会議長　○○○　殿

から働き手不足が課題となっていると報告され、全町的な課題であることが改めて共有されたところである。町の施設でもスキー場など季節限定で開設する施設は人員の確保に苦慮している。町内の労働人口そのものが減少傾向であるため人員が確保できなければ施設の運営方法を見直すなどの検討が必要になると考えている。他の自治体が行っている取組も参考にしながら労働力確保に向けた取組を検討したい。

○大井議員

12月17日にオープンするスキー場で働く人の募集をかけていると思うが、採用する日にち、12月何日からなのか。雇用を終える日は何日と設定しているか。

○商工観光課長

オープン準備の作業があるため、雇用期間は12月13日から翌年3月31日までとしている。

○大井議員

12月1日から採用するという考えにはならないのか。やはり皆さん、生活していくにはきちんと雇用の確保をして、その間6割程度の補償をしながら雇い入れていくという考え方はできないのか。

○町長

現在、特定地域づくり事業協同組合制度というものがあり、専属の職員を採用して協同組合をつくり、事業者に労働者を派遣するという事業である。このような仕組みも考えながら、通年雇用に向け冬はスキー場、春からはホタテの作業等に従事するなどの雇用形態が考えられるので、仕事がないのに雇用するということではなく、通年で働ける雇用環境を考えながら進めていきたいと考えている。

○大井議員

民間であれば労働者を確保するためにはある程度会社もリスクを負わないとならない。ある程度補償しなければ働く人は地元から離れていき給料の良い所に行く。それだと会社自体はやっていけないので、ある程度労働者の希望も聞きながら、例えば中途採用すると社会保険料もかかり、手取りがものすごい少なくなる。労働者を確保するためには、ある程度そういうことを考えていかなければ今後ますますどの業種もそうだが、若い人も、生活も困って大変になっていくと思うが。

○町長

役場だけを考えるのではなく、当町の他の産業も組み合わせた上で雇用の継続を検討したいと考えており、今後は特定地域づくり事業協同組合制度などを組み合わせながら進めていかなければならないと考えている。

「議会だより」について ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」作りを目指しています。
ご意見やご感想、どんなことでも結構です。
どうぞ、議会事務局までお寄せください。

連絡先　電話５３－１３１１（議会事務局 直通）

産業厚生常任委員会行政視察

産業厚生常任委員会は先進地視察として、秋田県秋田市、能代市を訪れました。
国は２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの達成を目指しており、秋田県が洋上風力発電の先進地であることから視察先に決定しました。
洋上風力発電に関する施策の取組状況等について、現地を視察してきましたので視察レポートを掲載します。

松倉　清道
委員長

風が吹けば桶屋が儲かる。

近年その風は「再生可能エネルギー」として直接受益を生む存在になっている。クリーンエネルギーにＳＤＧｓ。そして、北海道が掲げるゼロカーボン政策。環境問題に対する取組が日本のエネルギーへの分布図を変えている。

今回は代表的な先進地である秋田県の洋上風力発電を視察した。沖合に並んでいる数十基の巨大プロペラ発電機を見学し、その取組を説明していただいた。

そこで理解したことは６つである。

１．莫大な受益を生む
２．洋上（海）であるため国が直接的に許認可をする
３．事業規模的に増毛町単独では誘致・推進することは難しく、周辺自治体との連携が不可欠である
４．漁業者との協力体制と調整が不可欠である
５．送電線（主要エリアへ電気を送る電線）などのインフラ整備が必要である
６．しっかりとした計画と達成へ向けての情熱

北海道日本海沿線市町村もすでに誘致を推進し始めている。隣の石狩市でも数年後には沖合に何十基もの巨大プロペラが整備される。それを目の当たりにし、どう考えるのか。

今後、町議会議員として推進するか否か見極めること。そして、その恩恵を地元へどう還元させられるか否かを見極めることが仕事になりそうだ。

最後に今回の視察にあたり、ご協力していただいた関係者の皆様に感謝したい。

～ 県職員から洋上風力発電の取組状況を説明～

～ 秋田港湾区域内に設置された洋上風力発電 ～

酒井　倫明
副委員長

全国的に陸上の風力発電施設の設置が進められており、秋田県でも海岸沿いに多くの施設が設置されていましたが、視察地の秋田港と能代港では、さらに防波堤の内外に洋上風力発電施設が設置されていて、間もなく発電が開始される状況であり、日本海に吹く強い風を生かすべく県を挙げて取り組み、国の指定を受けて、設置にこぎ着けた先見性と実行力に敬意を表したいと思います。

増毛町に洋上風力発電施設が導入されることは、視察地との違いがあることから難しいと思いますが、同じ日本海に面していて気候が似ていることなどを考えると、風力発電だけに限らず、何か参考にできることがあるのではないかと考えています。

小田　緑
委員

大規模洋上風力発電所の商業運転が開始された秋田県の能代市を視察した。洋上風力発電は、陸上の風力発電や従前の太陽光・地熱など発電に比べて安定的に電力を生産でき、また巨大な建造物が漁礁になるなど漁業者の理解も得られやすい。一方で、建設、維持管理、送電設備などのコストは高額であり、国策による潤沢かつ継続的な補助なしに採算がとれる見込みはないと感じた。原子力や火力から再生可能エネルギーへの転換を図ることは急務ではあるが、「ペロブスカイト太陽電池」「中小水力発電」など、有力な革新的技術が次々と開発されており、近い将来「発電」は、地産地消、自給へと向かい、大規模な施設は不要となるだろうと私は思う。周回遅れの大規模洋上風力発電の後をついていくのではなく、増毛町は「わが家・わが町電気」に向かっていきたい。

岩崎　俊一
委員

港湾区域内における洋上風力発電の先行的な導入を見学した。1基当たり0.42万kWで秋田港に13基、能代港に20基設置され、平成26年から事業を進め、令和4年12月から運転開始となる。総発電規模は約14万 kWで、丸紅(株)を代表とする秋田洋上風力発電株式会社の売電価格はkWh当たり36円で20年契約である。三菱商事(株)を代表とする、令和12年運転開始の売電価格は11.99円 /kWhである。海外では1桁代でも採算が合っているとのことだった。

～ 秋田洋上風力発電株式会社 岡垣社長から
建設に至るまでの経緯を説明 ～

合羽井　達男
委員

年間を通じて、風況が安定していることから、国内でも有数の風力発電の適地とされる秋田県では、再生可能エネルギー導入に向けて、平成26年に「秋田港、能代港再生可能エネルギー導入検討協議会」を設置、両港の港湾区域内での適地選定、風車の設置構想など予想される課題を洗い出し、同年12月に事業所を公募、工事期間は2年以上で令和4年末に運転開始となる一大プロジェクトである。

～ 能代市職員から能代港洋上風力発電の概要説明～

この事業での地域への波及効果は試算された資料によると、港湾区域内洋上風力では建設工事（総合効果）124億1,800万円、運転保守（20年間累計）119億7,800万円、撤去（総合効果）25億9,300万円で経済波及効果は総計約270億円、雇用創出効果は約2,650人と効果は大きいが、漁業者などへの問題を含め、事前の環境アセスメントに関する調査を経て事業が決定されているが、開始後に予想される環境アセスメントについての調査結果などを今後聞き取りしたい。

～ 能代港には２０基の大型風力発電が並ぶ ～

総務文教常任委員会行政視察

大井　紀美恵
委員長

西山　征二
委員

菅原　幸弘
委員

川島　優
委員

昨今、電力関連のニュースで電力不足の危機にあり、安定供給が難しい状況になっていることが報じられており、地球温暖化対策が喫緊の課題となっている現在、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの普及拡大が求められており、その１つに風力発電があります。

最近では、洋上風力発電が「再生可能なエネルギー主力電源化の切り札」と位置付けされるようになりましたが、増毛町では陸上における風力発電事業の計画があることを、令和２年１月の全員協議会において説明を受けました。

今回、増毛町における事業主体となる、(有) 稚内グリーンファクトリーが稚内市で進めている陸上風力発電事業の視察を行うこととし、現在建設中の川西ウインドファームを現地視察しました。

～ 特殊なクレーン車でブレードを装着させる ～

総発電出力64,500kW、風車15基、60mあるブレードは１基に３枚取りつけられて、その高さは約144mで札幌テレビ塔と同じくらいです。実際、風力発電事業が進んだ場合、経済効果、雇用の安定等のメリットは多いと思いますが、増毛町における計画の進捗状況について聴き取りをしたところ、現下のコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻や円安により原材料が高騰、使用原材料の多くは輸入材料であることからその影響を受け、増毛町における事業については現在、進んでいない状況とのことですが、風車建設のための土地確保等の準備は進めているとのことでした。

～ 工事初期段階となる基礎工事作業工程も確認 ～

その他、稚内市にある「宗谷丘陵フットパスコース」についても、一般質問でも過去に取り上げられていることから現地視察しました。廃棄処分されたホタテの貝殻を無害化処理し、２～３年毎に古い貝殻を交換しながら敷き詰めていった白い道で、観光客増加に大きく効果があるようですが、道路の両側はほとんどが民有地であり、所有者の了解を得なければならないことや、ごみの不法投棄、観光繁忙期のオーバーツーリズム、交通量増加に伴う出口付近の住宅地の安全面など、課題もあるようです。

その他、美深町では廃校舎を利用したチョウザメの養殖施設等を見学しました。

いずれを視察しても、事業における効果、問題点はそれぞれあるため、増毛町にマッチする事業の検討を行い、見極めた上で事業を進めていくことが重要だと感じました。

今回の視察にあたり、ご協力いただいた関係者の皆さまに感謝申し上げます。

～ 稚内市職員から「白い道」について概要説明 ～

明和園建築・外構工事の請負契約変更を可決

財産の購入について（スクールバス）を可決し令和５年４月からの運行を予定

令和４年 第１回臨時会

10月24日開催

増毛町議会第１回臨時会は、会期を１０月２４日の１日間とし、工事請負契約の変更や財産の購入についてなどを審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

審議された案件の内容についてお知らせします。

一般議案

◆工事請負契約の変更

令和３年７月臨時会で議決した明和園建築・外構工事で、地中障害物処理及び地盤改良、煙突金物や感染症対策による機器の変更により、工事費が５５０万円増額となったため契約を変更しました。

◆財産の購入について

契約予定価格が７００万円を超える財産の購入について１件の提案があり、原案のとおり可決しました。

◎購入物品
スクールバス

◎購入金額
１０８８万７２７２円

◎購入先
株式会社　サナダ自工

◎購入の方法
一般競争入札

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、６６６７万円が増額されました。

歳入は、普通交付税、価格高騰緊急支援給付金事業費補助金の増額が主なものです。

歳出は、新型コロナウイルス接種に伴う経費及び価格高騰緊急支援給付金の増額が主なものです。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、３８１万５千円が増額されました。

歳入は、オミクロン株対応型コロナワクチン接種実施に伴う諸収入の増額と国民健康保険診療報酬及び外来一部負担金が減額されました。

歳出は、コロナワクチン接種等に伴う嘱託医師の経費が増額されました。

令和４年第１回臨時会　審議した議案と各議員の賛否

番号	事件名 ＼ 議員名（議席順）	合羽井達男	川島　優	酒井　倫明	大井紀美恵	松倉　清道	上野　剛	菅原　幸弘	西山　征二	岩崎　俊一	小田　緑	飛内　眞吾	議決結果
議案第 76 号	工事請負契約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	― 議長 ―	原案可決
議案第 77 号	財産の購入について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 78 号	令和４年度増毛町一般会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 79 号	令和４年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決

※○は賛成、× は反対、欠は欠席、除は地方自治法第 117 条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

編集後記

第211回通常国会が1月23日に招集されました。国会に提出された2023年度予算案は、過去最大の114兆3812億円とのことです。連日、防衛力の抜本的な強化を掲げた防衛費の増額と、その財源確保策等について論戦が繰り広げられるのでしょう。

防衛費増額の財源は歳出改革や税外収入のほか、法人税、所得税、たばこ税を対象とした増税で確保するとのことですが、やはり過去最大だという防衛費6兆8219億円は2022年度当初予算の1・26倍で、2027年度に向けてさらに増額していく方針とのことです。

昨年12月に閣議決定された安保戦略は反撃能力の保有を盛り込み、「国家としての力の発揮は国民の決意から始まる」とされましたが、同時期、某テレビ番組で「2023年は新しい戦前になるんじゃないですかね」と発言した出演者がいたそうで、なるほど、ここ数年はコロナウイルスの蔓延とその対策で社会状況がガラッと変わってしまいましたし、某宗教団体の活動による深刻な被害と政治家とのゆ着が明らかになってきたこと、黒田日銀総裁の金融政策の終焉などあり、2023年は社会の転換点になり得るのかもしれません。

さて、この任期における議会報特別委員会はこの号の編集が最後になります。ここ数年はコロナウイルス対策のために議会の傍聴をご遠慮いただくことが多く、そのためより詳しく内容をお伝えしてきたつもりではいますが、さてどうでしたでしょうか。

3月の第2回定例会の報告は議会改選後の新委員会において編集され、8月の発行になりますので、今後とも『増毛町議会だより』をよろしくお願いいたします。

（至成）

議会のうごき

11月

7日　議会だより171号発行
9日　全国町村議会議長会全国大会（東京都）
10日　管内町村議会議長会行政視察
（～11日　石川県・富山県）
21日　総務文教・産業厚生合同常任委員会
明和園視察

12月

2日　議会運営委員会
全員協議会
15日　全員協議会
令和4年第4回定例会

1月

13日　議会広報特別委員会（第1回）
20日　議会広報特別委員会（第2回）
令和5年第1回臨時会

4年間、議会だよりをご覧いただきありがとうございました

議会広報特別委員会
委員長　上野　剛
副委員長　大井紀美恵
委員　岩崎俊一
酒井倫明
川島　優
合羽井達男